

認知症対応型通所介護

認知症対応型共同生活介護

小規模多機能型居宅介護

---

事業ごとの留意事項について

# 凡例

---

右上に表示をします。

- 共通 …… 共通事項
- 認知通所 …… 認知症対応型通所介護
- GH …… 認知症対応型共同生活介護
- 小多機 …… 小規模多機能型居宅介護

# 目次

---

- 1 ケアマネジメントプロセスとサービス提供の流れ
- 2 留意事項・指導事例
- 3 まとめ

# 1 ケアマネジメントプロセスとサービス提供の流れ

---

## (1) 流れ

- **認知通所** …… 認知症対応型通所介護
- **小多機** …… 認知症対応型共同生活介護
- **G H** …… 小規模多機能型居宅介護

# (1) 流れ (居宅サービス共通)

---

相談受付(インタビュー)及び契約

利用者の心身の状況について課題分析(アセスメント)

居宅サービス計画の原案を作成

原案について意見を求めるためのサービス担当者会議の開催

# (1) 流れ (居宅サービス共通)

原案について利用者又は家族への説明・文書による同意

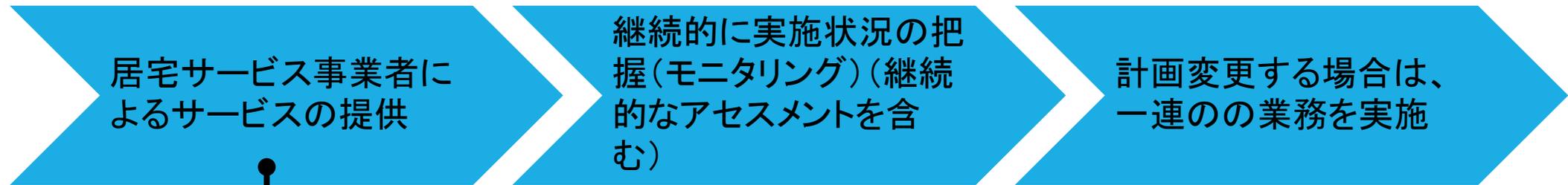
居宅サービス計画書の確定版を利用者・事業者へ交付

☆サービス事業者への  
ケアプランの交付

☆サービス事業者⇒  
居宅介護支援事業所

個別サービス計画の提出を  
サービス事業者に求める。  
⇒整合性を確認

# (1) 流れ (居宅サービス共通)

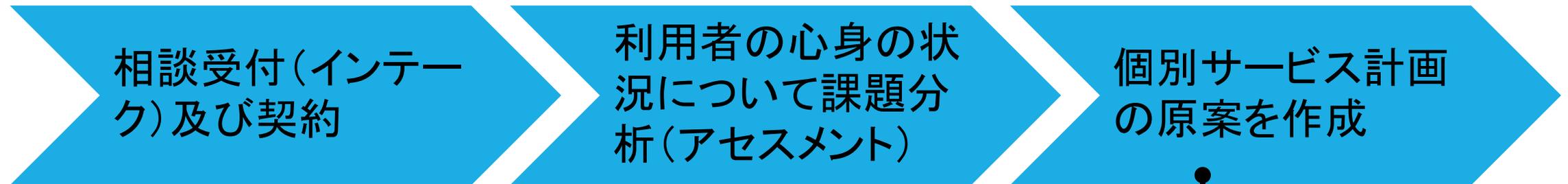


☆サービス提供実績のサービス事業者からの提出

**【注意】サービス提供内容の変更を行う場合は、必ず、ケアマネジャーに連絡し、ケアプランの変更について調整をしてください。**

# (1) 流れ (認知症対応型通所介護計画)

## 個別サービス計画の作成



- ケアプランの交付を受けた場合は、それに基づき作成
- 他の介護従業者と協議の上作成

# (1) 流れ (認知症対応型通所介護計画)

## 個別サービス計画の作成

原案について利用者又は  
家族への説明・文書による  
同意

計画書の確定版を利用者  
へ交付

☆サービス事業者⇒居宅介護支援事業所  
個別サービス計画を提出する。

# (1) 流れ (認知症対応型通所介護計画)

## 個別サービス計画の作成

サービスの提供

継続的に実施状況の把握(モニタリング)(継続的なアセスメントを含む)

⇒ サービス提供実績を居宅介護支援事業所に提出

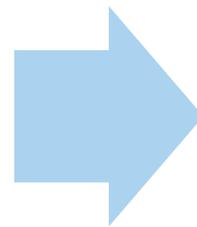
**【注意】**サービス提供内容の変更を行う場合は、必ず、ケアマネジャーに連絡し、ケアプランの変更について調整をしてください。

## (1) 流れ (小規模多機能型居宅介護)

居宅サービス計画と、小規模多機能型居宅介護計画の両方を作成する。

### ○居宅サービス計画

- 登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援の基準「具体的取扱方針」に沿って行う。
- 居宅介護支援事業所の資料(別紙)も参考

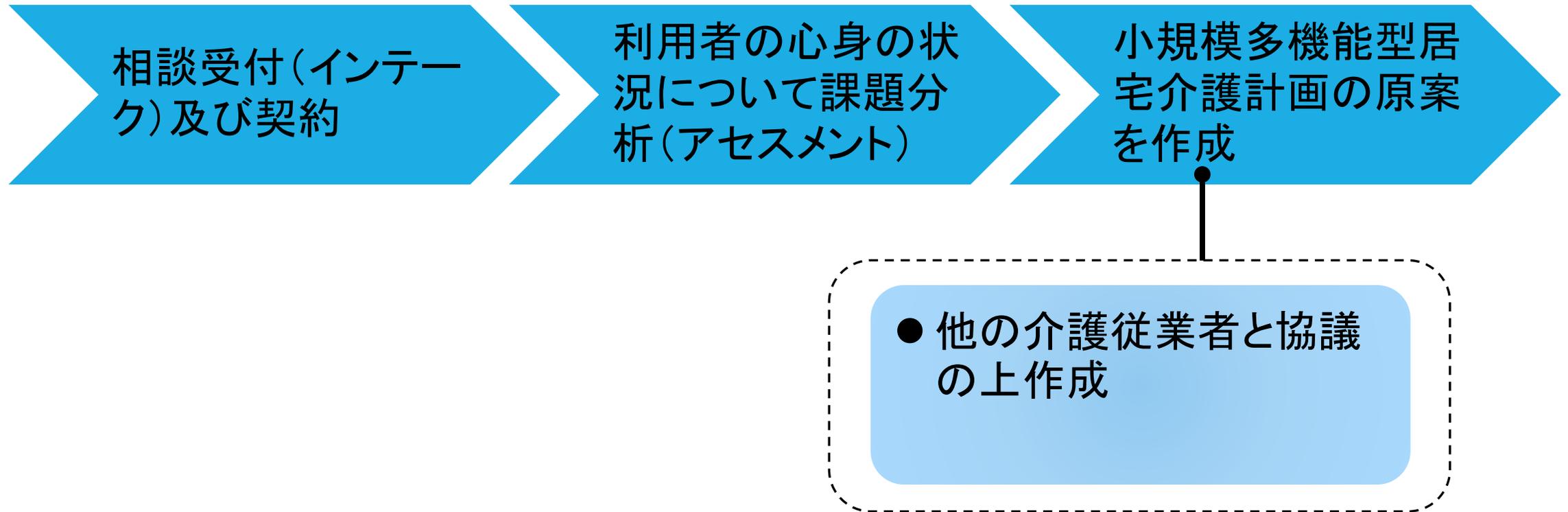


### ○小規模多機能型居宅介護計画

- 登録者の小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

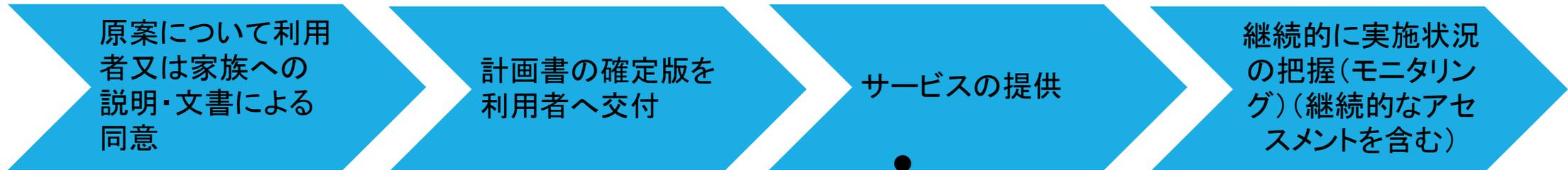
# (1) 流れ (小規模多機能型居宅介護計画)

## 小規模多機能型居宅介護計画の作成



# (1) 流れ (小規模多機能型居宅介護計画)

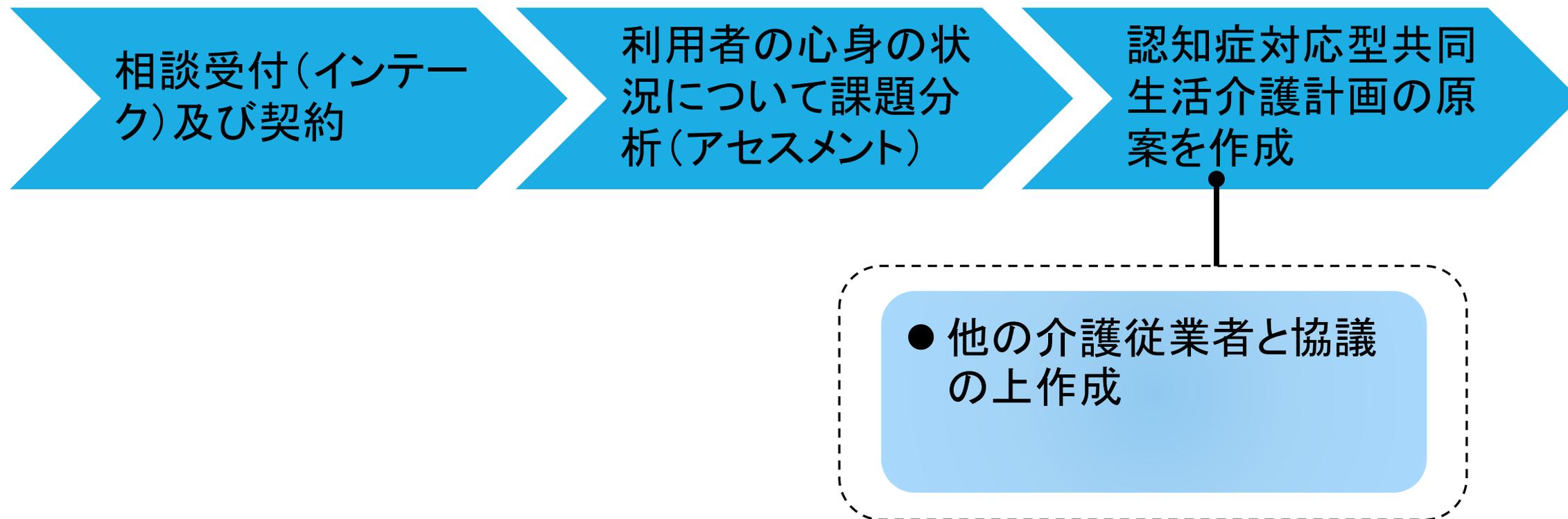
## 小規模多機能型居宅介護計画の作成



- 小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

# (1) 流れ (認知症対応型共同生活介護計画)

## 認知症対応型共同生活介護計画の作成



# (1) 流れ (認知症対応型共同生活介護計画)

## 認知症対応型共同生活介護計画の作成



## (2) 留意事項

---

・共通(令和3年度制度改正から)

● **共通** ……共通事項

## (2) 留意事項 (・共通)

### ① 職場におけるハラスメント(セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント)防止

#### 【必要な措置】(特に留意する内容)

- 方針の明確化、従業者への周知・啓発
- 相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備(相談に対応する担当者、相談対応窓口をあらかじめ定め、周知など)

## (2) 留意事項 (・共通)

### ②「業務継続計画」の策定等について

(令和6年3月31日までの間は、努力義務)

#### 【業務継続計画】

- 感染症や災害が発生した場合に、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、継続的なサービス実施と、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

#### 【必要な措置】

- 業務継続計画の策定、従業者への計画の周知
- 研修及び訓練（シミュレーション）の実施\*
- 業務継続計画の見直し、必要に応じて適宜変更すること。

\*【認知症対応型通所介護】  
【小規模多機能型居宅介護】  
年1回以上

【認知症対応型共同生活介護】  
年2回以上

## (2) 留意事項 (・共通)

### ③ 衛生管理等「感染症対策」について

(令和6年3月31日までの間は、努力義務)

#### 【必要な措置】

- 感染対策委員会※の設置、実施
  - ※感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
  - ※定期的(おおむね6月に1回以上)
- 感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の策定
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練
  - ※研修及び訓練は、定期的\*に実施

\*

【認知症対応型通所介護】  
【小規模多機能型居宅介護】  
年1回以上

【認知症対応型共同生活介護】  
年2回以上

## (2) 留意事項 (・共通)

### ④ 認知症介護基礎研修の受講

(令和6年3月31日までに必要な措置を講ずる。新規採用者には努力義務)

#### 【必要な措置】

- 医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に対しては、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させる。

#### 義務付けの対象とならない者

- 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修等の修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等。

## (2) 留意事項 (・共通)

### ⑤「虐待の防止」について

(令和6年3月31日までの間は、努力義務)

#### 【必要な措置】

- 虐待防止検討委員会の設置、定期的な実施  
※開催結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る。
- 虐待の防止のための指針の策定
- 虐待の防止のための従業者に対する研修\*
- 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

\*  
【認知症対応型通所介護】  
【小規模多機能型居宅介護】  
年1回以上  
  
【認知症対応型共同生活介護】  
年2回以上

## 2 留意事項・指導事例

---

(1) 人員基準

(2) 運営基準

(3) 基本報酬と加算・減算

## 2 留意事項・指導事例

---

### (1) 人員基準

#### 管理者の人員配置

- **共通** …… 共通事項

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

- ・管理者の人員配置
  - ・常勤の管理者を置く。事業所の管理業務に支障がないときは兼務が可能。ただし、兼務については、次の制限を設けています。

### ○管理者の兼務について(群馬県。藤岡市も同様)

- ・併設する事業所等の直接処遇職員※との兼務は、管理業務に支障があるため、原則として兼務を認めない。

※直接処遇職員・・・生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、支援員(養護老人ホーム)、介護支援専門員等

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

### ○管理者の兼務について(続き)

- ・ここでいう兼務とは・・・  
基準条例上の配置基準内での兼務であり、  
配置基準を超える人員として管理者が直接処遇職員を兼務することまで  
禁止するものではない。
- ・ただし、これ以外でも、各施設・事業所の運営の実態から、  
管理業務に支障があると判断される場合は、兼務を認めない。

【常勤専従を要件とする管理者等の兼務について(H28.3.31県通知)】

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

---

### ○管理者の兼務について(続き)

- ・他の職種との兼務が認められている場合でも、あくまでも「管理上支障がない場合」や「利用者の処遇に支障がない場合」にのみ適用されることに留意してください。
- ・職員配置や職務分担について、法人内でも十分に検討し、適切な事業所運営を行ってください。

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

---

### ○管理者の兼務について(続き)

#### ＜藤岡市の場合＞

複数の職種を兼務している場合は、  
管理者として週5時間以上 かつ 事業所の管理運営上必要な時間  
の勤務を行うこととしてください。

## 2 留意事項・指導事例

---

### (1) 人員基準

## 認知症対応型通所介護

- **認知通所** …… 認知症対応型通所介護

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

### ○管理者

- 常勤で、原則として専従。
- 次の場合で管理業務に支障がないと認められるときには、他の職務を兼務可能
  - ① 当該事業所の他の職務に従事する場合
  - ② 当該事業所と同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合



#### 【留意する点】

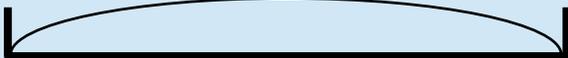
- 他の場所にある事業所や施設の業務に従事することはできない。

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

### ○生活相談員

- 提供時間帯を通じて、生活相談員を1以上配置

例 サービス提供時間 9:00 1以上 17:00  
9:00~17:00の場合



### ○機能訓練指導員

- 1以上配置

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

### ・看護職員と介護職員の人員配置について

#### 看護職員又は介護職員の配置

- 単位ごとに、提供時間帯を通じて、看護職員又は介護職員を1人以上配置
- 単位ごとに、看護職員又は介護職員を常時1人以上
- 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上を常勤

#### 「看護職員又は介護職員」の取扱い

- 左とは別に、「看護職員又は介護職員」を1人以上配置

## 2 留意事項・指導事例

---

### (1) 人員基準

# 小規模多機能型居宅介護

- **小多機** ……小規模多機能型居宅介護

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

### ○管理者

- 常勤で、原則として専従。
- 次の場合で管理業務に支障がないと認められるときには、他の職務を兼務可能
  - ① 当該事業所の他の職務に従事する場合
  - ② 当該事業所に併設する以下の施設等\*の職務に従事する場合

\*

・認知症対応型共同生活介護事業所 ・地域密着型特定施設 ・地域密着型介護老人福祉施設  
・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

### ○管理者

(つづき)

- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業(第一号介護予防支援事業を除く)に従事する場合
- ④ 同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務

(当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、夜間対応型訪問介護事業者、訪問介護事業者又は訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)



#### 【留意する点】

- 上の①～④以外の事業所の管理者との兼務は認められていない。
- 他の場所にある事業所や施設の業務に従事することはできない。

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

---

### ○管理者

<例外><サテライト事業所>

サテライト事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

※管理上支障がない場合

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

### ○介護従業者

- ・介護従業者のうち1以上の者は、常勤
- ・介護従業者のうち1以上の者は、看護職員
- ・事業所ごとに時間帯に応じた人員の確保が必要
  - 【利用者の生活時間帯(夜間及び深夜の時間帯以外)】
  - 【夜間及び深夜の時間帯】

<例外>

<サテライト事業所>

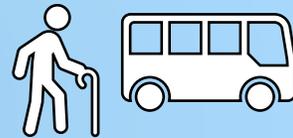
本体事業所の看護師又は准看護師により、登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

【利用者の生活時間帯(夜間及び深夜の時間帯以外)】

ア 常勤換算で、

通いサービスの利用者の数が



+

イ 常勤換算で、

訪問サービスの提供に



当たる介護従業者を1以上

3又はその端数を増すごとに1以上(3:1以上)

※利用者数は、前年度の通いサービスの利用者の  
の平均値

＜例外＞＜サテライト事業所＞

「イ 訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1以上」

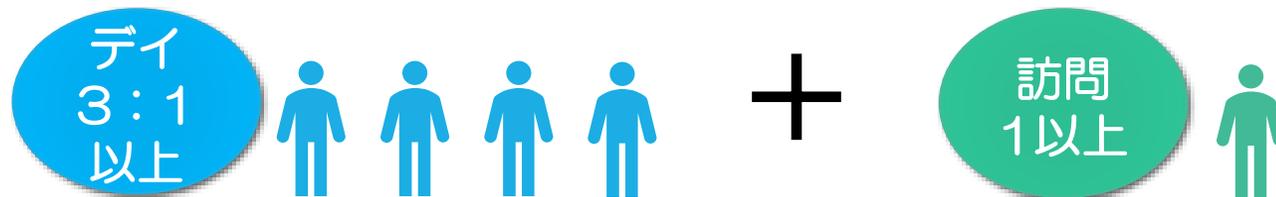
※本体事業所の職員によりサテライト事業所の登録者の処遇  
が適切に行われると認められる場合

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

【利用者の生活時間帯(夜間及び深夜の時間帯以外)】



【留意点】従事者は、通いサービス、訪問サービスにそれぞれ固定しなければならない訳ではない。



日中勤務している従事者全体で通いサービス・訪問サービスを行う。

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

例

(日付) 通いの利用者数	デイ 3:1 以上	訪問 1以上	合計
(7/1)7人	常勤換算3以上	常勤換算1以上	常勤換算4以上
(7/2)8人	常勤換算3以上	常勤換算1以上	常勤換算4以上
(7/3)9人	常勤換算3以上	常勤換算1以上	常勤換算4以上
(7/4)10人	常勤換算4以上	常勤換算1以上	常勤換算5以上

デイ  
3:1  
以上

利用者・・・従事者  
 1～3人・・・1人  
 4～6人・・・2人  
 7～9人・・・3人  
 10～12人・・・4人  
 13～15人・・・5人

## 留意する点

- 前年度の平均はあくまで減算になるかどうかの基準
- 日々の実際的人员配置は実際の利用者数に応じた数以上が必要

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

### 【夜間及び深夜の時間帯】

ア 夜勤に当たる介護従業者を  
1以上

+

イ 宿直勤務に当たる介護従業者を  
1以上

#### ＜例外＞＜サテライト事業所＞

次を満たすときは、宿直を置かないことができる。

・夜間及び深夜の時間帯を通じて、本体事業所の宿直職員が、サテライト事業所の登録者からの訪問サービスの要請に適切に対応できるとき。

### 【例外】 宿泊サービスの利用者がいない場合

夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜勤及び宿直勤務を行う介護従業者を置かないことができる。

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

### 【夜間及び深夜の時間帯】

ア 夜勤に当たる介護従業者を  
1以上

+

イ 宿直勤務に当たる介護従業者を  
1以上



### 宿直職員の宿直場所について

- 宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるもの。
- そのため、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、**随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されている場合は、必ずしも事業所内で宿直しなくともよい。**

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

### ○介護支援専門員

- 登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員



【留意点】基本的には、次の業務に従事するものとされている。

- ① 登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成
- ② 小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行
- ③ 「小規模多機能型居宅介護計画」の作成

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

### ○介護支援専門員

- 認知症対応型共同生活介護の職務を兼務する際の注意事項

認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者との兼務はできない。

ただし、非常勤として配置している場合に、介護支援専門員が行うことになっている業務を適切に行うことができると認められる場合は、非常勤で勤務する以外の時間帯において、認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者として勤務することは差し支えない。

(この場合、介護保険法上の「兼務」とは言わない。)

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

---

### ○介護支援専門員

#### <例外><サテライト事業所>

- 本体事業所の介護支援専門員によりサテライト型事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」受講者を置くことができる。
- ただし、居宅サービス計画の作成 及び 市町村への届出の代行 については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければならない。

## 2 留意事項・指導事例

---

### (1) 人員基準

#### 認知症対応型共同生活介護

- **G H** …… 認知症対応型共同生活介護

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

### ○管理者

- ユニットごとに、常勤で、原則として専従。
- 複数のユニットがある事業所では、それぞれのユニットの管理上支障がない場合、複数のユニットの管理者として兼務可能。
- 次の場合で管理業務に支障がないと認められるときには、他の職務を兼務可能
  - ① 当該共同生活住居の他の職務に従事する場合
  - ② 当該事業所と同一敷地内や隣接地にある他の事業所、施設等もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する場合



#### 【留意する点】

- 他の場所にある事業所や施設の業務に従事することはできない。

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

### ○介護従業者

- ・ユニットごとに配置する介護従業者のうち1人以上は、常勤
- ・時間帯に応じた人員の確保が必要
- 【日中の勤務帯(夜間及び深夜の時間帯以外)】  
常勤換算方法で利用者と介護従業者との比率は3:1以上
- 【夜間及び深夜の時間帯】  
ユニットごとに1人以上(宿直勤務を除く。)



#### 【留意する点】

- ・介護従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者の精神の安定を図る観点から、担当の介護従業者を固定する等の継続性を重視したサービス提供に配慮してください。

## 2 留意事項・指導事例（（1）人員基準）



＜例外＞【夜間及び深夜の時間帯】

3ユニットの事業所

次を全て満たす場合

- 全てのユニットが同一の階において隣接している。
  - 介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である。
  - 事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められる。
- 夜間及び深夜の時間帯に事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜勤を行わせるために必要な数以上とすることができる。

留意する点（3ユニット2人夜勤体制に係る要件）

- この場合には、利用者のケアの質や職員の負担にも配慮してください。
- なお、事業所の判断により、人員配置基準を満たす2名以上の夜勤職員を配置した上で、さらに他の職員を配置する場合については、宿直体制で配置することも可能です。

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

### ○計画作成担当者

- 事業所ごとに1名以上配置。
- 原則として専従。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事可能。
- 介護支援専門員であること。1を超えて配置する場合は、計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員でなければならない。



#### <例外> 介護支援専門員を置かなくてもよい場合

- **併設する(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることが可能であり、次を満たす場合**
  - 連携を図ることにより、事業所の効果的な運営を期待することができる。
  - 利用者の処遇に支障がない。
  - 連携する介護支援専門員が、計画作成担当者(介護支援専門員ではない)の業務を監督する。

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

---

### ○計画作成担当者

#### <藤岡市の場合>

計画作成担当者の配置時間については、ユニットごとに、週8時間以上かつ利用者の計画作成業務において必要な時間の勤務を行うこととしてください。

## 2 留意事項・指導事例

---

### (2) 運営基準 勤務表について

- **共通** …… 共通事項
- **認知通所** …… 認知症対応型通所介護

## 2 留意事項・指導事例（（2）運営基準）

---

### ・勤務表について（1／3）

利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、  
事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めなければなりません。

#### 【不適切な事例】

- 勤務表を4週で作成している場合  
⇒月ごとの日数で作成してください。
- 複数の職種を兼務する職員について、職種ごとの配置が曖昧である場合  
⇒職種ごとの勤務時間を明確にして作成してください。

## 2 留意事項・指導事例((2)運営基準)

### ・勤務表について(2/3)

#### 【勤務表作成時の留意事項】

- 月ごと(月初から月末まで)の勤務表を作成する。
- 従業者の日々の勤務時間を明確にする。
- 常勤、非常勤を区別する。
- それぞれの職種の設定を明確にする。※それぞれの勤務時間を明確にする。
- 兼務関係を明確にする。職種ごとの勤務時間を明確にする。

## 2 留意事項・指導事例((2)運営基準)

---

- ・勤務表について(3/3)

留意事項のとおり作成の上、勤務実績を適切に把握してください。

- ・参考様式 記載例抜粋

厚労省『「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」の参考様式の取扱いについて』参考様式抜粋

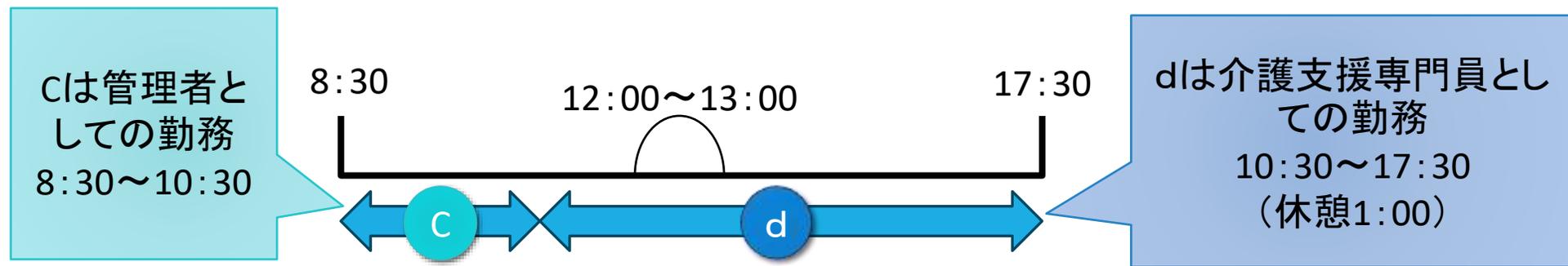
## 2 留意事項・指導事例((2)運営基準)

### ・兼務の場合(小規模多機能型居宅介護の例)

兼務の場合は、その配置を明確にする。

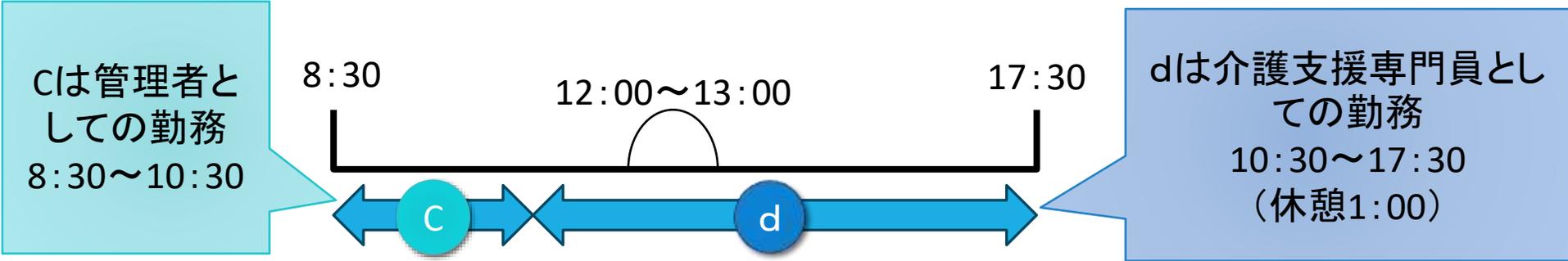
例

常勤の勤務時間 8:30~17:30まで勤務している、  
管理者と介護支援専門員兼務の「〇〇 A男」の場合



## 2 留意事項・指導事例((2)運営基準)

### ・兼務の場合(小規模多機能型居宅介護の例)



No	(6) 職種	(7) 勤務形態	(8) 資格	(9) 氏名	日中/夜間及び深夜の区分			
						1	2	3
						木	金	土
1	管理者	B	認知症対応型サービス事業管理者研修修了	〇〇 A男	シフト記号	c	c	c
					日中の勤務時間数	2	2	2
					夜間・深夜の勤務時間数	-	-	-
2	介護支援専門員	B	介護支援専門員	〇〇 A男	シフト記号	d	d	d
					日中の勤務時間数	6	6	6
					夜間・深夜の勤務時間数	-	-	-

## 2 留意事項・指導事例((2)運営基準)

### ・認知症対応型通所介護の場合

サービス提供時間帯における人員配置にも留意して作成してください。

例

常勤の勤務時間 8:30~17:30まで勤務している、  
管理者と生活相談員兼務の「〇〇 B子」の場合

a(前半)と  
c(後半)は、管理  
者としての勤務  
a 8:30~9:00  
c 16:00~17:30



bは生活相談員としての  
勤務  
9:00~16:00  
(休憩1:00)

## 2 留意事項・指導事例((2)運営基準)

### ・認知症対応型通所介護の場合



No	(6) 職種	(7) 勤務形態	(8) 資格	(9) 氏名			
					1	2	
					木	金	
1	管理者	B	認知症対応型サービス事業管理者研修修了	〇〇 B子	シフト記号	a	a
					勤務時間数	0.5	0.5
					サービス提供時間内の勤務時間数	0	0
2	管理者	B	認知症対応型サービス事業管理者研修修了	〇〇 B子	シフト記号	c	c
					勤務時間数	1.5	1.5
					サービス提供時間内の勤務時間数	0	0
3	生活相談員	B	社会福祉主事任用資格	〇〇 B子	シフト記号	b	b
					勤務時間数	6	6
					サービス提供時間内の勤務時間数	7	7

←勤務時間数  
←サービス提供時間内の勤務時間数

## 2 留意事項・指導事例

---

### (3) 基本報酬と加算・減算

- **認知通所** …… 認知症対応型通所介護
- **G H** …… 認知症対応型共同生活介護
- **小多機** …… 小規模多機能型居宅介護

## 2 留意事項・指導事例（（3）基本報酬と加算・減算）

---

### 認知症対応型通所介護

- 「2時間以上3時間未満」での報酬請求について
- 所要時間と介護報酬の算定
- 家族の出迎え等までの間の「預かり」サービスについて
- 延長加算と預かりサービス（延長サービスに関する利用料）

## 2 留意事項・指導事例((3)基本報酬と加算・減算)

・「2時間以上3時間未満」での報酬請求について

### 【改正点】所要時間2時間以上3時間未満の区分

- ・「当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合は、通所サービス計画を変更の上、同区分での算定を行うこととしても差し支えない。」

これにより、当日の利用者の体調不良によるサービスの中断で2時間以上3時間未満の利用となった際には通所サービス計画を変更の上、同区分での算定が可能となりました。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護】問26例③を参照)

※従前(令和3年3月まで):当日利用者の心身の状況から、「1～2時間でサービスを中止した場合」算定不可だった。

## 2 留意事項・指導事例（（3）基本報酬と加算・減算）

### ②「2時間以上3時間未満」での報酬請求について（続き）

#### 【留意する点】

- ただし、認知症対応型通所介護の本来の目的に照らして、単に入浴サービスのみといった利用は適切ではなく、日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであるという点に留意が必要です。
- また、単に家族都合などで利用時間が短縮した場合、算定は認められません。

## 2 留意事項・指導事例（（3）基本報酬と加算・減算）

---

### ・所要時間と介護報酬の算定

指定認知症対応型通所介護は、実際に要した時間ではなく、  
認知症対応型通所介護計画に位置づけられた内容の  
指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で  
所定単位数を算定する必要があります。

そのため、認知症対応型通所介護計画には、日課表を位置付け、  
サービス提供内容ごとの所要時間を明確にしなければなりません。

## 2 留意事項・指導事例（(3)基本報酬と加算・減算）

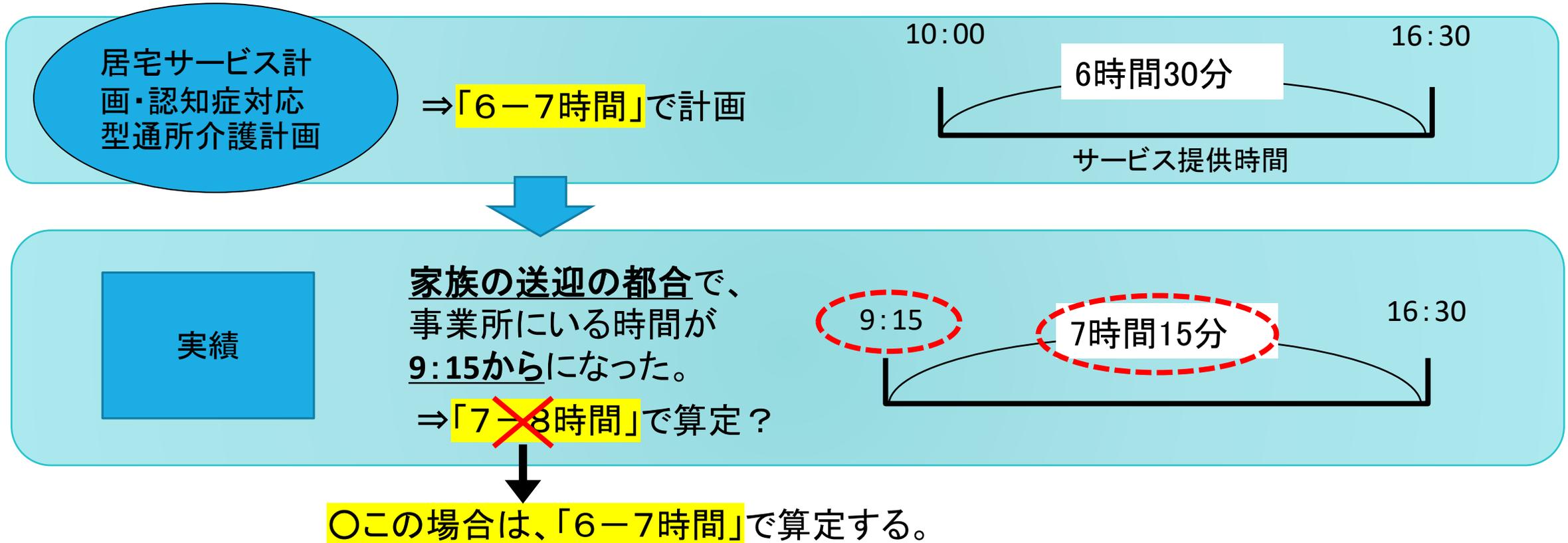
---

### ・事例・・・不適切な請求の例

単に、当日のサービス進行状況や家族の送迎の都合で、  
利用者が通常的时间を超えて事業所にいる場合は、  
認知症対応型通所介護のサービスが提供されているとは認められないため、  
当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数を算定します。

## 2 留意事項・指導事例((3)基本報酬と加算・減算)

### ・事例(続き)



## 2 留意事項・指導事例（(3)基本報酬と加算・減算）

- ・家族の出迎え等までの間の「預かり」サービスについて

### 【留意事項】

- 利用料を徴収する場合は、重要事項説明書等に料金を定め、あらかじめ、利用者又はその家族に対して説明し、同意の署名を得ておくようにしてください。
- ただし、預かりサービスと同一時間帯について、延長加算に加えて利用料を上乗せして徴収することはできません。

## 2 留意事項・指導事例((3)基本報酬と加算・減算)

### ・延長加算と預かりサービス(延長サービスに関する利用料)

#### 延長加算

- 通常の指定認知症対応型通所介護サービスと延長サービスを通算した時間が9時間を超える部分について、5時間を限度として算定可能。
- 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護】問27、問28を参照

#### 預かりサービス

#### (延長サービスに関する利用料)

- サービス提供時間が9時間未満である場合において行われる場合
- サービス提供時間が14時間以上において行われる場合
- サービス提供時間が14時間未満である場合において、延長加算にかえて徴収する場合
- 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護】問29を参照

## 2 留意事項・指導事例((3)基本報酬と加算・減算)

---

### 小規模多機能型居宅介護

- サービス提供が過少である場合の減算(所定単位数の70%)

## 2 留意事項・指導事例((3)基本報酬と加算・減算)

### ・サービス提供が過少である場合の減算(所定単位数の70%)

事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、利用者等の全員について介護報酬が70%に減算されます。

$$\frac{\text{算定したサービス提供回数の合計数}}{(\text{当該月の日数}(\text{※})) \times (\text{当該事業所の登録者数を乗じたもの})} \times 7$$

(※)「当該月の日数」は次の日数を控除する。

○登録者が月の途中に利用を開始した場合 ...利用開始日の前日以前

○月の途中に利用を終了した場合 ...利用終了日の翌日以降の日数

## 2 留意事項・指導事例（（3）基本報酬と加算・減算）

・サービス提供が過少である場合の減算（所定単位数の70%）

○登録者1人当たりの平均回数について

### ア 通いサービス

- 1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合には、複数回の算定を可能とします。

### イ 訪問サービス

- 1回の訪問を1回のサービス提供として算定します。なお、小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えないとされます。

### ウ 宿泊サービス

- 宿泊サービスについては、1泊を1回として算定します。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定します。

## 2 留意事項・指導事例((3)基本報酬と加算・減算)

---

### 認知症対応型共同生活介護

- 看取り介護加算
- 身体拘束廃止未実施減算
- 3ユニット2人夜勤体制による減算

## 2 留意事項・指導事例((3)基本報酬と加算・減算)

### ・看取り介護加算

#### <施設基準>

#### 体制の確保

##### ①指針の整備

利用者又は家族への  
説明と同意

##### ②指針の見直し

##### ③研修の実施



① 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

② 医師、看護職員(事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。以下同じ。)、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜看取りに関する指針の見直しを行うこと。

③ 看取りに関する職員研修を行っていること。

## 2 留意事項・指導事例（（3）基本報酬と加算・減算）

### ・看取り介護加算

#### ・看取りに関する指針に盛り込むべき項目

イ 当該事業所の看取りに関する考え方

ロ 終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方

ハ 事業所において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢

ニ 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む）

ホ 利用者等への情報提供及び意思確認の方法

ヘ 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式

ト 家族等への心理的支援に関する考え方

チ その他看取り介護を受ける利用者に対して事業所の職員が取るべき具体的対応の方法



## 2 留意事項・指導事例((3)基本報酬と加算・減算)

### ・看取り介護加算

#### <利用者>

#### 算定される利用者

- ① 診断されていること。
- ② 計画の説明と同意
- ③ 利用者の状態・家族の求め等に応じた随時の介護についての説明と同意



① 医師が一般に認めている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

② 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画に同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。

③ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。

## 2 留意事項・指導事例((3)基本報酬と加算・減算)

### ・身体拘束廃止未実施減算

身体拘束未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

✓身体拘束等を行う場合の記録を行わなかった場合

✓次の基準を満たさない場合

#### 基準(講ずべき措置)

- ①身体的拘束等のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

## 2 留意事項・指導事例((3)基本報酬と加算・減算)

---

### ・3ユニット2人夜勤体制による減算

3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しているため速やかな対応が可能な構造で、安全対策(マニュアルの策定、訓練の実施)をとることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置でよいこととし、利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、所定単位数から1日につき50単位を差し引いて得た単位数を算定する。

### 3 まとめ

---

- (1) アンケート・問合せ
- (2) 自己点検について

## 3 まとめ

---

### (1) アンケート・問合せ

アンケートにご協力ください。

⇒別紙

### 問合せ

○指定、届け出について 介護保険課介護保険係

○指導監査について 元気長寿課指導監査係

## 3 まとめ

---

### (2) 自己点検について

運営基準等について、事業者として、法令を熟読し、適正な運営を行ってください。

また、自主点検表については次のとおりです。各事業所にて、自己点検を行ってください。

- 認知症対応型通所介護

公開中です。

- 小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護

令和3年度報酬改定を反映したものを近日中に公開予定です。

公開を行ったらメールにてお知らせいたします。

[介護保険事業所指導・監査関係資料\(自主点検表\)／藤岡市  
\(city.fujioka.gunma.jp\)](http://city.fujioka.gunma.jp)